

## 《講演》

第7回「東京裁判」研究会  
「アメリカはなぜ慰安婦問題で  
日本を支持しないのか」

オックスフォード大学客員教授 有馬 哲夫

期 日：5月6日（土）

〔編〕 極東国際軍事裁判研究プロジェクト

有馬：ただいまご紹介にあずかりました有馬です。早稲田大学でメディア史を教えています。専門はメディア史なのですが、いろいろなところに首を突っ込んでいまして、「どうしてそんないろいろなことをやるのか」とよく言われるのです。私の場合は、資料なのです。例えば、アメリカの国務省の資料というのはいろいろな分野にまたがっていきますので、CIAも軍事も、原爆も原発も拉致も、それから慰安婦のことも範囲入ってきます。私の場合は資料が中心ですので、いろいろな分野にまたがってしまうのです。そういうことで、今日は最近発見したCIA文書を基に慰安婦問題についてお話ししたいと思います。

これからPowerPointを使いまして、それからYouTubeにあがっていますドキュメンタリー番組を少しずつスキップしながらお見せして、進めていきたいと思いますので、申し訳ありませんけれども、立って話すわけにはいきませんので、座って操作しながら進めさせていただきます。

では、PowerPointに従って、お話しさせていただきます。今日の題は「なぜアメリカは慰安婦問題で日本を支持しないのか」ということです。

先に、どういう順序で、どういう内容を話していくかということをお話しておきます。1番目に、問題の所在です。なぜそれが問題になるのか、それから慰安婦とどういう関わりがあるのかということをお話しします。それから2番目に、アメリカが日本の歴史認識を支持できない理由をお話し申し上げます。それから3番目に、では、20年前の段階で、CIA文書が公開されるのは20年後ですから、20年前の話なのですけれども、日本に何を求めていたのかということをお話しします。最後の4番目に、こういった問題が浮上してくると、将来、何が問題になり得るかについてお話します。慰安婦の問題というのも、本来は問題になるべき問題ではなかったのが浮上してきたわけですから、将来、アメリカの政治の動向ですとか、国連での問題の取り上げ方によって、どういう問題がこれから浮上してくる可能性があるのかということをお話し申し上げまして、最後に結論を申し上げたいと思います。

さて、第一の問題の所在ですけれども、現在、アメリカの新聞でも、それから国連でも、文書を見ますと、こういう言説が広まってしまっています。つまり、「20万人ほどの朝鮮人女性が、挺身隊の名の下に日本軍の強制によって性奴隷にされ、慰安所に送られた、これは人道に反する罪である」といいます。ただ、日本にいますと、日本と韓国で、お互いこだまのように響き合って騒ぎますので、この問題は非常に世界でも注目されている、世界の非難を浴びているかのように韓国が言うのですけれども、ヨーロッパへ行きますと、全然何も問題にはなっていないくて、関心もなくて、「中国人と韓国人と日本人というのは、どう違うの？」などというレベルですので、韓国がプロパガンダで言っているほど、世界の世論の非難は浴びていないと思います。ただし、ジュネーブは別です。ジュネーブの国連は、そういうエリートの方の集まりですので、関心はあるでしょうけれども、一般の方はほとんど知らないです。大体、ファーイーストというぐらいですから、視界に入っていないので、そこで何か騒いでいても、そんなにヨーロッパの一般の方たちは認知しているわけではありません。

とはいうものの、クマラスワミ報告書、正確に言いますと、クマラスワミ報告書付属文書の1ですが、これはエリートたちの間では知られています。クマラスワミ報告書自体はいろいろな雑多な問題を取り上げていまして、例えば、「夫婦の間で奥さんの了承を得ないで性行為に及ぶとレイプである」とか、「インドで性奴隷化されているブータンとかヒマラヤのほうから連れてこられた人が」とか、「スリランカとか、フィリピンとかの女性がアラブ諸国にメイドに行つて、レイプされている」とか、「それを告発したら、殺された」とか、そういう、非常に雑多な問題を取り上げています。

その付属文書1が日本軍の慰安所のことを取り上げているのです。ですから、全体を見渡してみても、非常に異質なことを付属文書1で書いています。大体において現代の問題を取り上げているのですけれども、この付属文書1に関しましては、当時で50年前、今だと、70年前のことを取り上げているということです。このクマラスワミ報告書というのは、国際社会において、エリートの人たちにこういう問題があるということを認知させたということはあると思います。

問題の所在ですけれども、先ほどご紹介いただいた『新潮45』の先月号に「1996年日本の『慰安婦問題反論文』はなぜ封印されたか」という題で、少し長いものを書かせていただきました。これは何の問題かといいますと、1996年にクマラスワミ報告書が出された際に、日本の外務省はただ黙っていたわけではなくて、いろいろ働き掛けるわけですね。つまり、反論文を配りまして、先進国、それからアジア諸国に配りまして、できれば、この付属文書1というのを分割して葬り去りたいということいろいろ働きかけました。結論的に言いますと、アメリカが乗ってくれなかったということです。結局、日の目は見なかったですけれども、目的は達したのだということです。目的というのは、要するに、サンフランシスコ講和条約と、それから日韓基本条約で賠償は済んでいるのですから、新たな賠償はしないというのが日本政府の立場で、それをアメリカは支持してくれたのです。ですから、目的は達したということになります。

その際のアメリカは、20万人近くの朝鮮人女性が性奴隷として、日本軍によって強制的に慰安所に入れられたという認識が誤りであるという日本側の反論については、支持してくれないのです。報告書を書いたラディカ・クマラスワミは、悪名が高い吉田清治のフィクションに基づいて、ほかにジョージ・ヒックスの本も参考にして、事実に基づいていないというのは明らかなのに、アメリカは支持しないのです。

反論文に関する交渉のなかで「20万人ほどの朝鮮人女性が日本軍の強制によって慰安所に送り込まれて、売春を強いられた。この歴史事実を日本は直視すべきである」というふうにアメリカ側は言います。ですから、まるっきり、これに関しましては、クマラスワミ、あるいは、韓国が言っている、挺身協（韓国挺身隊問題協議会）が言っていることを支持しているわけです。なぜアメリカはそのように支持するのかということがこの報告の問題の所在です。

日本のマスコミは、何を言うかということばかり書きます。「実際はこうなのだから、こういうことを細かく理解してください。アメリカのエリートの方も少し日本の歴史のことを勉強してください。そうすれば、分かってくれる」と思っているのです。そうはいかないのです。実は、アメリカはアメリカの文脈の中でその問題を捉えるわけですし、アメリカのその文脈とか、枠組みとか、政治的な動きというのはどうなっているのかということを知らないと、こうだと説明しても分かってはもらえないのです。

この東京裁判研究会とも関係あるのだと思いますけれども、日本は戦争の敗戦国として、戦勝国による戦争裁判を受けました。その際の約束事は、いったん受け入れたら、その判決が下って、それを日本政府が実行したら、その後は新たに訴追しないということです。新たに責任を問わないということです。ところが、アメリカの1970年代以降の動きの中では、「ニュルンベルク裁判で、東京裁判で、一応、判決を下したけれども、まだ責任を問うのだ」という動きが起こってくるわけです。

その最初のものが、1978年のホルツマン修正法ですね。これは後でヴィ

デオをお見せしますので、その途中でまた説明します。それから次のものが1998年に成立したナチス戦争犯罪公開法というのです。これもビデオの中で説明します。3番目が、これは問題なのですけれども、そこに日本帝国政府情報公開法が出てきて、日本が加えられてしまうのです。

アメリカは、裁かれるべきナチスの戦犯たちをニュルンベルクで勝手に免責します。免責してしまったけれども、やはり人道に反する罪だから、何らかの責任を問わなければいけないというので、1970年代以降、そのような動きが起きてくるのです。主なターゲットはナチスなのに、なぜかそのあとも日本も加えられてしまうのです。バランスを取るという意味なのかどうか分かりませんが、そういうアメリカ側の動きがあったということです。

こういう番組があります。これは、多分、アメリカで作った番組だと思いますが、YouTubeに載っています。このURLがやたらと長いので、検索語で、「CIA」と「ナチス」と入れますと、たくさんヒットして、この番組を見ることができますので、ぜひご覧になってください。

今日はちょっとかいつまんでお見せします。前もって説明しますと、要するに、「ニュルンベルク裁判と東京裁判の後で、ある戦争犯罪者たちを免責したけれども、やっぱりなんらかの罪は問う」ということです。

では、どういう動きがあったかということで、エリザベス・ホルツマンという下院議員の方の話になります。これはホルツマン修正法の提出者ですね。それからホルツマン修正法のことにも触れます。それから司法省の特別調査局ですね。OSIと書いていますけれども、Office of Special Investigationsですね。司法省の一部局が、アメリカの社会の中にナチスの残党が残っていて、政府から高給をもらってのうのうと暮らしているから、彼らに関する文書を公開しなければならない。そうしないと、彼らを調査できないからです。OSIの長官がイーライ・ローゼンバウムというのですけれども、彼がCIAに情報を公開するよう求めるのですが、CIAは、国家の安全保障上、出せないということで、拒んでいました。それが1998年になって「ナチス

戦争犯罪情報公開法」が通りまして、「それを公開せよ」ということになりました。

ちなみに私は2006年以来、ずっとCIAのことを書いてくるのですが、これは全部この文書に基づいて書いています。ですから、僕にとっては、非常に縁の深い公文書なのです。これは800万点、出てきます。マスコミの方は、「CIA文書って、何枚ぐらいあるのですか?」と、ほけたことを言うのですが、800万点あります。これからまだ出てきます。増えつつあるということですね。

それでは、この番組をちょっとお見せします。

〈映像放映〉The CIA and the Nazis, <https://www.youtube.com/watch?v=cBoPzkC6HO8>

日本では、あるいは、ドイツでは、戦争裁判が行われて、戦犯の一部は死刑になっているわけですね。その戦争裁判の戦争犯罪者の中で、特にナチスの場合、SSですとか、ゲシュタポですとか、強制収容所に関わった人たちが、罪の重い人達が、実は免責されてアメリカに渡りまして、アメリカで高給をもらってのうのうと暮らしていたということです。ですから、東京裁判とは何なのだという事になってしまうわけですが、それが70年代以降、問題にされてくるのです。この番組では、代表的な人物だけ取り上げていますが、まずラインハルト・ゲーレンですね。

〈映像放映〉

ラインハルト・ゲーレンは、ソ連のインテリジェンスの元締めです。ソ連のいろいろな石油精製施設や軍事施設についての文書をたくさん持っていて、戦争が終わった際には、アメリカは必ず自分の書類を欲しがりに違いないと思いました。何万点にも及ぶ資料をドイツの敗戦が確実になったとき、地中に埋めまして、戦争が終わって捕まった後に、「実はこういうものを地中に埋めてあるので、欲しいか」ということで、取引を行うのです。

その結果、アメリカ陸軍の幹部が「では、そいつをアメリカに連れてこい」ということで、彼を引き取るわけです。これはトルーマンに無断でやり

ます。そのあと 1947 年に CIA が設立されますけれども、彼はこの組織のなかで対ソ連インテリジェンスの主なスタッフになるわけです。そのこと自体も許しがたいのですけれども、その後で彼がしたことはもっと問題でした。ゲーレンは保身のためにもっと自分の対ソインテリジェンス部門を強化しなければいけないというので、やはりゲシュタポや SS の強制収容所に関わった人間を CIA に連れてくるのです。このことを 1970 年代になってアメリカのユダヤ人団体やリベラル派の下院議員が問題にし始めます。

実は、GHQ も日本の参謀本部にいた人間たち、例えば、河辺虎四郎や服部卓四郎や辻政信などを占領期に対ソ連インテリジェンスに使っています。似たようなことをやっているのです。彼らは大本営参謀として戦争計画をやったので本来なら A 級戦犯なのですが、彼らは対ソ連インテリジェンスの専門家でもありますから、そのまま温存します。少なくとも、東京裁判に掛けられることはなかったのです。ですから、ドイツと同じようなことを、実は、アメリカ軍は日本でもやっているのだということですね。

ゲーレンはインテリジェンスの専門家でしたが、次のケースは科学者の場合です。

#### 〈映像放映〉

このアルトゥール・ルドルフという方は、ヴェルナー・フォン・ブラウンと並ぶロケット科学者です。科学者なのですが、結局、V2 ロケットを開発する責任者として現場へ派遣され、工場の労働力として、強制収容所の囚人を使うのです。それがまたすごい環境の中で使うものですから、労働者がばたばた死んでしまったのです。

ですから、科学者としての責任ではなくて、その研究所の所長としての責任ですね。強制収容所の囚人をたくさん死なせたという責任上、戦争犯罪者とされたのです。

それは、実は、彼がアメリカ軍に捕まったときにもう分かっていたはずなのです。ただ、原爆関係の科学者もそうですけれども、ソ連と、それからイギリスとフランスとの取り合いですので、先に誰をどこの国が科学者を押さ

えるかというのが非常に重要ですので、いちいち戦争犯罪を問うていられなかったということです。やはりブラウンと肩を並べるようなロケット科学者ですので、その辺は多分、目をつぶったのだと思いますけれども、OSIが調べると、後でそういうことが分かってきますので、やはりこれは見過ごせません。当然、ユダヤ人団体も騒ぐわけです。科学者としては、このアルトールが有名です。このビデオは、ほかに免責した人間が千人以上、数千千人いると言っているわけです。次に進みます。

〈映像放映〉

エリザベス・ホルツマンという下院議員が、このナチスの残党、アメリカ社会に入り込んでいる残党たちを何とか処罰しなければいけないと動きます。しかし、ニュルンベルク裁判は終わっているのです。ですから、裁くわけにはいきませんので、法律の範囲内で何ができるのか。deportationとビデオのなかで言っていますね。戦争犯罪者とわかったら強制出国を命じることにしました。それから再入国を禁じるために、入国禁止にします。それから氏名の公開をするのです。

ということで、1970年代以降、戦争裁判はもう済んだのですけれども、アメリカ社会で何らかの形で免責された戦争犯罪者に制裁を加えなければならないという動きが起こります。その調査をするために、先ほど申し上げましたOffice of Special Investigationsですね。OSIがいろいろな資料を集めるわけです。ですけれども、CIAは協力しないわけです。それで、また法律を作らなければいけなくなるわけですね。その話に行きます。

〈映像放映〉

ということで、CIAに戦争犯罪者関係の資料を吐き出させるために、1998年にナチス戦争犯罪情報公開法という法案を出すのです。今はもっと増えていると思いますが、当時、800万点の資料を出してきたということです。

このビデオを見ますと、要するに、アメリカは、自分たちでナチスの残党やドイツの科学者たちを勝手に免責して、自分で作ってしまった問題では



ないかと思うのですが、なぜか、ここに日本を加えようということで2000年に帝国日本政府が加わり、帝国日本政府情報公開法が成立します。

それによってあらたにCIA文書が公開されましたが、その中身は、日本軍の戦争犯罪ではありません。私が本にたくさん書いてあるように、どちらかといいますと、CIAの戦後の対日工作です。アメリカはバランスをとるという意味で、ナチスに日本をくわえたのでしょうか、CIA文書からは、何か追加の戦争犯罪が出てくるわけではないのです。実際この番組のなかにも、日本のことは出てきません。

あくまでも、ナチスの戦犯が免責されてしまったという問題があって、70年代以降、彼らは何とかなければいけない、現行法の法律の範囲内で制裁を加えなければならないという動きがあり、そこに本来関係のない日本が、要するに、とぼっちりを食ってしまったということなのです。

では、こういったアメリカでの動きが従軍慰安婦とどう関わるのかということですが、なぜかこういった動きのなかで日本軍の慰安所がドイツの強制収容所と同じ扱いになってしまうのです。アメリカ側のイメージの中では、ナチスの収容所で虐殺や人道に反するいろいろな罪をやったものと、どういうわけか、慰安所と慰安婦とが同じになってしまっているのです。

ここでちょっと整理したいと思いますけれども、いかに日本軍の慰安所がナチスドイツの軍事売春所（英語では、Military Prostituteと言っています。comfort ladyとか、comfort womanと出てくると、やはり日本の慰安所のことを言っていると思いますけれども、アメリカは慰安所と軍事売春所と混同しています）と違うかということこれから申し上げたいと思います。ただ、私は慰安婦の専門家ではありませんので、皆さんのほうがよく知っているかもしれません。間違っていたら、後で訂正します。

日本の慰安所というのはどういうものか。岡村寧次が南京事件の前後にレイプが多発したので、皇軍がこういうことをしてはいけない、自分が天皇陛

下から預かっている兵隊にそういうことをさせてはいけないということで、何とか防止する方法はないだろうかと考えます。それから性病の蔓延ですよ。それを何とかコントロールする方法はないかということで、慰安所というものを考え出します。そうしますと、当時は、日本では、売春は合法でありまして、公娼制度がありまして、売春施設はたくさんあるわけです。ですから、それを利用しようとしています。

ただ、日本軍が新たに慰安所を作るので、女性の数が足りなくなるわけです。そうしますと、当時の日本本土と朝鮮半島のバランスで考えますと、朝鮮半島のほうが貧しく、日本のほうは既に身売りして、売春を経験している女性が結構いますので、新たにということになりますと、朝鮮半島のほうがおおく慰安婦の募集に応募することになります。ただ、南方のラバウルですとか、それからミャンマーですとか、マレーシアですとか、フィリピンですとか、中国大陸ですとか、比較してみますと、場所によって民族比率、つまり日本人女性か朝鮮人女性か現地の女性かという比率が相当違います。民族構成が違うのですけれども、大まかに言いまして、大体半分は日本人だっただろう、朝鮮半島出身者は半分以下だっただろうということ。ですから特に朝鮮人女性を差別的に集中的に慰安所に送り込んだ、慰安婦にしたという事実はないのです。

この岡村がプランを練って、作った慰安所を A とします。A に該当しない例外があります。日本軍の将校が独断で現地女性を強制連行し、慰安所に入れた例でこれを B とします。B のケースで有名なのは、スマラン島（当時は東インド、現在、インドネシア）で、日本軍の命令でも上官の命令でもなく、ある将校が、収容所に入れているオランダ人の中できれいな女性を慰安所に入れようということで、強制的に入れたという例があります。

この場合、被害女性は慰安婦になったという意識はありませんから、毎晩レイプされたということになりますね。そういうケースが、実は、スマラン島のほかにもありまして、あとは、南方のほうには結構そういうケースがあったようです。こちらは明らかに戦争犯罪ですので、このスマラン島の場

合は、戦争裁判を受けて、首謀者は死刑になっていますし、ほかに関わった人間も懲役刑を受けていまして、これは明らかに戦争犯罪のケースです。

Aの民間の業者を通じて慰安所に送り込んだほうは、当時の国内法でも国際法でも合法ですし、それから集め方も、いろいろ因果を含めたり、甘言を弄したりということはあると思いますけれども、強制とはいえないので、私はこれはBのケースとは分けなければいけないと思っています。

ちゃんと法律に基づいて、慰安婦や売春婦になるためには、警察署に行つて、本人が出頭して、親や戸籍の筆頭者の書面で申し込まなければいけないわけですから、強制拉致して慰安婦にはできません。ですから、AとBはわけなければならぬと考えます。

「慰安婦問題」ではよく、AとBをわざと混同して話す人がいます。「強制連行なんかなかった」と言いますと、「スマラン島とか、南方のほうであったじゃないか」と言うわけです。ですけれども、ほとんどは、Aのケースなのです。一般の業者がリクルートして南方に送ったということですね。

だんだん補給ができなくなって、足りなくなると、現地で調達しなければいけませんので、記録にはあまり残って居ませんがBのようなケース、スマラン島のようなケースがあったというのはあり得ます。その記録はこれからも出てくることはあり得るということです。

そこでアメリカの側認識ですが、クマラスワミ報告書の反論文の交渉のところで分かったことです。アメリカ国務省の担当者の認識では、朝鮮半島は当時、日本軍の占領下にあったとしています。もちろん、そうではないですよ。占領地ではなく、日本の領土の一部なわけですから、本土並みではなかったかもしれませんが、きちんと普通に警察があり法律がまもられていたわけです。ここの認識が違っているところが、やはりアメリカ側から支持を受けられなかった理由だと思います。

アメリカが韓国や挺身協のプロパガンダを信じてしまう理由はここだと思います。日本軍によって占領されていたのだから、スマラン島のような事件が多発しただろうという思い込みがあるわけです。ですから、AとBが分

けられていないのです。

スマラン島というのは慰安所のなかで、例外的なケースで、大多数は合法的に集めた人たちを軍が設置した慰安所に送り込んだということです。なのに、アメリカ側は、この例外的なケースがナチスドイツの「軍事売春」のケースに似ているので慰安所を同じものとみているということです。

先ほどから、特にSSやゲシュタポの幹部、強制収容所に関わった人間に関する情報を、OSIは一生懸命情報を集めて、それを何とか明るみに出して、罰を加えたいとしているということを述べてきましたが、OSIは日本軍の慰安所の関係者にも同じことをしたいと考えているのです。

現在私はスイスにいますので、ドイツが近いので、ナチスの軍事売春所とはどういうものだったかというのをちょっと調べているのですが、この分野ではクリスタ・パウルの『ナチズムと強制売春』という本があります。これよりもいいのはYouTubeに上がっているドイツの地方のプロダクションが作った番組ですけれども、『The Nazis and Prostitution』という番組があります。ドイツ語の原題は違うようですが、『The Nazis and Prostitution』と入れますと、たくさんヒットします。さて、この2つを参考にして考えますと、ドイツの軍事売春というのは、やはり4つぐらいのカテゴリーがあったようです。

クリスタ・パウルがとくに言っていますのは、ユダヤ人やフランス人、当時のナチスが禁止していた恋愛や性的関係を持つということをした女性を有罪にし、犯罪者にしまして、犯罪者なのだからということで、売春所に送り込み、ドイツの囚人や外国人労働者の相手をさせたというケースです。これはドイツ人女性ですね。社会の底辺にいた人たちですが、ドイツ人女性の場合です。

次が、西部戦線です。フランスなどの占領地の場合は、フランスは売春宿がたくさんありましたので、それをそのまま使いまして、日本軍と同じように軍医が性病チェックをしまして、その管理規則や管理はドイツ軍が行ってというパターンです。民間をそのまま使ったというパターンですね。

3番目と4番目が実は問題になるのですけれども、これはウクライナやソ連の場合です。この地域では、ソ連のイデオロギー上、売春所はありませんので、作らなければなりません。このケースでは、現地の女性を奴隷狩りのようにして集めるとか、それからもっと多いパターンは、「村人の安全を守ってあげるから、あなたの家族の安全を守ってあげるから、食料をあげるから」ということで因果を含めて、慰安婦になってもらったという例です。そしてドイツ軍が設けた軍事売春所に入れたということです。このケースが一番多いです。

4番目のケースが一番非人道的なケースですけれども、強制収容所、特にユダヤ人を入れた強制収容所というのは、全部軍事売春所でもあったわけです。つまり、証言によりますと、この番組の『The Nazis and Prostitution』に出てくる証言者によりますと、きれいな女性をラインナップさせまして、その中から選んで売春所に入れました。そして、ドイツ兵の相手をさせたのです。しかも、一定期間を過ぎますと、その後、絶滅施設に送るわけですね。ですから、非常に非人道的です。

そうしますと、アメリカの誤解がいかに大きいかが分かります。日本軍の慰安所のほうは、基本的な性格として、売春所です。募集の仕方も、ちょっと南方のほうの例外を除きますけれども、大体は民間業者がいろいろなかたちで、法律に基づいて、手続きに基づいて、なってもらった人です。

とくに問題にしたいのは生存率ですけれども、慰安所のほうは、よほどのことがない限りは、死にませんでした。後で証言する人がたくさん出てきたことからそれはわかります。

ドイツ軍の場合は、よほどのことがない限り、生存していません。その後、あまり協力的ではないとか、それから性病にかかってしまったとかというのは、その場で処刑されたり、あるいは、絶滅収容所に送られたりしていました。ドキュメンタリー番組があるのですけれども、その中でも証言しているのは、周辺の女性です。本人は出てきません。なぜならば、死んでい

るからです。

ですから、よくドイツでどうして慰安婦の問題は起きないのかときかれますが、ドイツのケースでは、強制収容所の犠牲者と軍事売春所の犠牲者が重なるのだということです。

このように日本軍の慰安所とドイツ軍の軍事売春所はまったく違うのですが、アメリカ側は、とくに国務省の日本担当者は混同しているということです。彼らから見ますと、対応してしまうのです。ナチスのこれに当たるものというふうに見つけますと、慰安所がそれに当たってしまうということです。

いくらなんでもそれはないだろう、とお思いの方がいるかもしれませんが、証拠として、CIAの文書をお見せします。(CIA文書の写真)見えますかね。GOJですね。Government of Japanですね。日本政府は、establishing military brothels。要するに、慰安所設置に関する関わりを認めたという文書です。これは1992年の政府声明のことで、ここに、括弧して、comfort womanと書いてあります。この慰安婦に関する国務省の文書がJapanese Imperial Government Information Disclosure Actが適応される文書に指定されているのです。ということは、やはり慰安所のことを強制収容所と同じように、ナチスの犯罪と同じようなレベルで見ているということです。

こちら(別のCIA文書の写真)は、comfort womanにはなっているのですけれども、相手がDutch Responseと書いていますから、オランダ政府とのやりとりです。スマラン島の事件では、被害者がオランダ人でしたが、その後、イギリス人と結婚して、現在、オーストラリアに住んでいらっしゃいます。その方とか、ほかにやはり慰安婦にされた女性のことで日本政府はオランダ政府と交渉していて、そのことをアメリカ国務省がこのように文書にしています。この文書もまたDisclosure Actで機密解除されています。

そうしますと、韓国の挺身隊問題協議会のプロパガンダ、つまり、20万人の朝鮮人女性が、日本軍の強制によって挺身隊の名の下に慰安所に送られ

て、Sex Slaveにされたというのがなぜヨーロッパやアメリカのエリートたちに分かりやすいのかということです。確かに彼らのイメージのなかでは強制収容所と慰安所はパラレルを成しているのです。

日本軍の慰安婦はドイツ軍だと強制収容された人々にあたります。ユダヤ人女性などを考えるといいと思います。そこでの性サービスの提供というのが強制労働に当たるわけです。慰安所が、要するに、強制収容所になるわけです。YouTubeを見ますと、推測ですが、多分韓国の方だと思いますけれども、日本軍の慰安婦のことを知らしめるために、You Tubeにビデオストリームを流していますが、その際、日本の慰安所ではなくドイツの強制収容所の映像を使って、「こういうひどいことを日本軍はしたのですよ」流しています。残念ながら、ヨーロッパやアメリカの人々にとっては、それが分かりやすく、効き目があるのですね。

では、3番目に移ります。もう答えを言ってしまったようなものなのですが、アメリカが実際、日本の免責された戦争犯罪者にホルツマン修正法に基づいて、アメリカの市民権はく奪、それから強制出国をあてはめようとするのですが、これに該当する日本人はいません。それで、OSIは一生懸命、731部隊の人間で、アメリカの研究機関とか、そういうところに入って、アメリカの政府にお金、給料をもらっている人間はいないかと調べますが、該当者はいないのです。せいぜい適用することができるのは、入国禁止です。確かに入国禁止はしているのです。それからナチス戦争犯罪者情報公開法、帝国日本政府情報公開法によりますと、該当者の氏名を公表しなければいけませんので、日本側に「氏名を公表しろ。住所を教えろ」とOSIは圧力を掛けています。

これがその文書なのですけれども、The Justice Department requested that the Embassy notified the appropriate Japanese authority, つまり「これからアメリカ側で日本人戦犯の監視リストを作るから、つまり入国禁止者のリストを作るから、そのことをアメリカ大使館に、日本政府の外務省のほうに伝えてくれ」ということです。それで、実際、その監視リストに何か日

本人の名前を挙げなければいけないわけです。何人か名前があがっています。ここに16と出てきますから、少なくとも、20年前の段階で、16名が監視リストに名前が挙がっています。これはちょっとお見せするわけにはいきませんので、チラリとだけですけれども、日本人の名前が16人、(文書の写真を示して) 確かにここに出てきます。

さて、最後の4ですが、アメリカ側は慰安婦のほかは何を問題にしているのかということです。この前後に、またいろいろな外交文書がディスクロージャーされて出てきていますので、それで可能性があるのは、先ほど出ました731部隊です。実際、この部隊の関係者がアメリカに入り込んでいないか、調べていまして、先ほど、チラッと名前が文書に出ましたけれども、これは731部隊の関係の人のようです。

それから可能性があるのが、中国での強制労働です。鉱山ですとか、工場ですとか、そういった書類が出てきます。2008年や2009年に私が経験したことですがこの年だけいつもはアメリカ国立公文書館にはいない中国人が大挙して来まして、人海戦術で何かやっているなどと思ったら、その後、三井、三菱系の鉱山企業関係の訴訟を起こしました。公開された資料を基に、強制労働のことで調べていたことが分かります。これは20年前の話ですから、もうこれから出てくるということはないかもしれません。いずれにしても、アメリカ側はナチスドイツの強制収容所の関係で、強制労働のことを問題視しています。人道に反する罪だとしています。

それからあと問題となる可能性があるのは、残留化学兵器ですね。残留化学兵器も、少し前に随分マスコミで騒がれましたので、その後、新たに出てくるかどうか分かりませんが、アメリカは、これもまた問題にしているということです。騒ぎようによっては、アメリカの動向によっては、日本は関係ないのですけれども、責任はないのですけれども、政治問題化する可能性はあるということです。

慰安婦に関しましては、やはり調べていましたけれども、その後、韓国側も中国側も何も言っていないということは、資料が出てこなかったのだと思



います。

最近、少女像、慰安婦像のことが問題になっていますけれども、韓国の外務大臣は、やはり慰安婦撤去の方向で行くと言っていました。そうしますと、民間の人たちは不満に思いまして「では、少女像ではなく、強制労働の像を作る」と言っています。韓国の民衆はアメリカの動向や世界の世論をうまく読んでいるということですね。確かに強制労働のことを問題にしますので、ひょっとすると、「強制労働の像」は効き目があるかもしれません。

結論ですけれども、これまでいってきたことを復習しようと思います。アメリカは、1970年代以降、限定的ではありますがけれども、ニュルンベルク裁判と東京裁判で免責されたり、あるいは、起訴されなかった人たちの戦争責任を問おうとしました。その動きの中で、実は、慰安婦の問題は、強制収容所とパラレルになって考えられています。ですから、日本が「歴史的にはこうなんです。正確には、事実はこういうことだったんですよ」と説明しても、アメリカ側は戦争犯罪を問おうとしているのですから、なかなか言い分を聞いてもらえないということです。日本軍の慰安所は、当時の国際法に触れていなかったとか、国内法でも合法だったとか、細かいことを言っても、アメリカには通じない文脈にあるということです。

それから、この文書で分かったことですが、特に司法省のOSIは、何万人の規模で、慰安所に慰安婦を送った責任者がいないかどうか、いまだに探しています。いるわけがないですよ。ナチスドイツですと、SSやゲシュタポなどがそのようなことをしたわけですが、日本ですと、国内や朝鮮ではあまり商売がうまくいかなかったので外地に出かけていった売春業者のおかみやその亭主がそれにあたるわけです。この人たちは、とても数万人の女性を慰安所に送り込む権力はありません。なのに、OSIはまだ一生懸命、探しているのです。ただ、文書が公開された20年前のことですので、OSIもそろそろ諦めたかもしれません。

問題は、そういうSSやゲシュタポに相当する人間が日本側から出てこないとか分かって、慰安婦問題をアメリカはナチスドイツの強制収容所とパラ

レルをなすものと捉えるのをやめないということです。なかなかそこは乗り越えがたく、細かい情報などをいくら教え諭してあげてもアメリカ側にはわかってもらえない状況がまだにあるというのが結論です。ご清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

**篠原**：では、マイクをお返してください。大変ありがとうございました。先生、興味あるご講演をありがとうございました。では、盛大な拍手を一度。(拍手) どうもありがとうございました。

早速ですけれども、これから休憩に入らせていただきます。その間に、ご質問事項がありましたら、お書きいただきまして、私のお手元にお届けください。それで私のほうで整理させていただきまして、先生のほうからご回答いただくという手順にさせていただきたいと思います。いったん、10分ほど休憩を頂きたいと思います。開始は4時20分くらいからでよろしいでしょうか。それをめどに、いったん休憩とさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手) お手洗いは、出て、右のほうにありますので、お使いください。どうもありがとうございました。

**有馬**：どうもありがとうございました。